

パブリックコメント実施結果報告書

平成27年3月11日

担当課	福祉保健部障がい福祉課
担当者	社会参加推進室 秋本
連絡先	0857-26-7201

意見公募のテーマ：鳥取県手話施策推進計画（案）について

①手段別意見応募件数

郵便	ファックス	電子メール	県民課・総合事務所等へ	その他の方法	計
1 (1)	32 (13)	31 (10)	0 (0)	8 (3)	72 (27)

※「その他の方法」：県民説明会、持参

②応募意見の政策案等への反映状況

対応状況	件数	主な意見
反映した (一部のみ反映したものを含む)	13	<ul style="list-style-type: none"> 手話学習では手話技術とろう者の暮らし、現状の理解は不可分。手話を学ぶ意味も理解すべき。 聴覚障がいのある子が生まれたと知った保護者への情報提供・相談に関する施策も必要。
既に盛り込み済み	19	<ul style="list-style-type: none"> 教育現場だけでなく、大人も手話に興味を持ち身近に感じられるよう、学べる機会があることを大いにPRして進めて欲しい。 タブレット端末は便利だが、高齢者には使いにくい。タブレットを取得した場合でも使い方が簡単でなければいけないし、ICTが苦手な人へのフォローが必要。 手話ハンドブックを配布しただけで終わらせず、きちんと手話の普及につなげていくべき。
今後の検討課題	30	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者が利用できるデイサービス、老人ホームがなく行き場のない状態です。仕方なく一般のホームを利用されますがコミュニケーション力が低下します。 登録手話通訳者の現任研修を充実させて欲しい。(開催場所・頻度、通訳者のレベルに合わせた研修、講師養成等) 遠隔手話通訳サービスについて、24時間対応、タブレット端末の県立施設完全設置を検討すべき。
対応困難	9	<ul style="list-style-type: none"> 具体的な市町村への働きかけの取組施策の記述がない。行政職員の手話ができる割合の目標は県職員だけでなく、市町村職員についても努力目標として設定すべき。 手話通訳者は経済的に自立可能な専門職として、適切な経済的基盤を保障すべき。現在の有償ボランティア的な形ではなく、施策として、行政職としてきちんと確保すべき。
その他	1	<ul style="list-style-type: none"> 手話を第一言語としない聴覚障がい者もいて、一人一人のコミュニケーション方法を尊重することが大切である旨、計画に盛り込んで欲しい。
計	72	

③意見募集結果概要書を、1部添付してください。

他の公表方法として該当するものに○を付してください。

とりネット	報道機関への資料提供	県議会への報告	県民課等での縦覧等	広報誌等への掲載	その他
○		○	○		○

※「その他」：鳥取県手話施策推進協議会で報告